

名古屋北部民商ニュース

発行：2024年9月9(月) No. 585

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8114
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

インボイス登録しなかったら 日当が 2万円⇒1万6500円になった会員も

名古屋市は中小業者の声を聞いて！！

インボイス廃止の意見書を国へ、口頭意見陳述

9月3日(火)午前10時から、名古屋市議会財政福祉委員会で、請願の審査が行われました。6月議会へ市内民商が提出した「インボイス制度の廃止を求める意見書を国へ提出することを求める請願」について、代表して名古屋北部民商会長の小塩さんが口頭意見陳述。小塩さんは、「インボイスが始まってから、近所のお風呂屋さん、荒物屋さん、肉屋さん、電器屋さんが次々廃業した」「まちの飲食店からは、クーラー、冷蔵庫、機械が壊れたら廃業するというさみしい声が聞かれる」「名古屋市は、平成25年4月1日に中小企業振興条例を制定し、中小企業の振興を図るとしている。インボイス制度によって中小企業、中小零細業者の活力が奪われようとしている。ぜひ意見書を国へ提出してほしいと中小業者のひとりとして切に願います」と、3分間堂々と訴えました。

日本共産党の田口議員が「インボイス登録により、免税事業者から課税事業者になった人の中で期限内に申告しなかった人は全国で何人いたのか」と質問し、税制課長が国の資料にもとづいて、「104万8千人の対象のうち、87万5千人が期限内に申告し、17万3千人が期限内に申告しなかった」と回答。田口市議は「そういう人に対して、税務署は『おたずね文書』を送付し、申告義務を知らなかった人は大変戸惑ったと聞いている」「また、公正取引委員会が『優越的地位濫用』で注意した67件のうち40件がインボイス関連であり、免税業者に対して価格の引き下げの強要などが起きているが、税制課長は知ってますか」と尋ねました。税制課長は「知っているが、地方消費税は、市の貴重な財源、緩和措置も講じられていることから国の動向を注視しつつ、税務署と協力して、不安を解消するよう努めたい」と述べるにとどまりました。田口市議は重ねて、「昨年、市長に質問した際に、『インボイスは国の根こそぎ課税だ。10月実施は延期すべきだ』と市長は話した。市議会として、インボイス制度廃止を国へ求めるべきだ」と話しました。ほかの議員の発言はなく、議長が「緩和措置など配慮もされていることから、不採択としたいと思いますが、賛成の方は起立願います」と発し、共産党以外の議員が全員起立し、不採択に。終了後、小塩会長、港民商事務局長は、「田口市議しか発言しないので、田口さんの会かと思った」「職員は、国の方針をそのまま言うだけで、市民を守る気持ちはないのか」と残念な感想。ただ、その他の「現行の保険証存続を」などの請願についても、当局の説明を詳しく聞き今後の運動の参考になりました。



(委員会室前で) 奥村港民商事務局長
と 小塩名古屋北部民商会長

ストーカー規制法

弁護士 村上光平(名古屋北法律事務所)

「ストーカー規制法」は、「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」を繰り返すストーカー行為者に警告や禁止命令を与えたり、悪質な場合は逮捕することで被害を受けている方を守る法律です。

代表的なストーカー行為である、つきまとい、執拗な連絡や面会の要求などのほか、わいせつ写真を送り付けるなどして被害者の性的羞恥や名誉を侵害する行為、GPS機器等を用いて被害者の位置情報を取得しようとする行為も規制の対象になります。直接的に相手を待ち伏せしたり、後をつけたりする行為だけでなく、ネット上でのSNSを用いた方法によるストーカー行為も規制の対象です。ネット上で知り合った直接の面識がない女性に執拗に交際を迫ったことで逮捕された事例もあります。ストーカー行為は告訴が不要な非親告罪なので、ストーカー行為の被害者から警察への申出がされることで、ストーカー行為者に対して「警告」、「禁止命令」を発令し、それに違反した場合の処罰も規定されています。罰則も厳罰化の傾向にあり、禁止命令違反に対しては2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処されます。しかし、昨今、被害者が警察に相談に行っても、どんな行為がどのようにストーカー行為に該当するかをうまく説明できないため思ったような対応をしてもらえなかった、というケースがあるようです。お困りの場合は早急に弁護士へ相談されることをお勧めします。

【8月の出張法律相談には、2人の方から相談がありました】 担当：伊藤勤也弁護士

* 9月の出張法律相談…9月25日(水) 14時～16時 事前に民商に電話してください